

獣医療法第3条に基づく

〔廃止〕
〔 休止 〕
〔 再開 〕 届

埼玉県知事

令和3年 5 月 15 日

〔 廃止等年月日から 10 日以内に届出
10 日を越えた場合は遅延理由書が必要 〕

住所 川越市石田 1 5 2

氏名 (有)川越太郎動物病院
代表取締役 川越太郎

獣医療法第3条、同法施行規則第1条第2項により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 開設者氏名又は名称及び住所
氏名又は名称：(有)川越太郎動物病院 代表取締役 川越 太郎
住 所：川越市石田 1 5 2
- 2 診療施設の名称
川越太郎動物病院
- 3 開設の場所
川越市石田 1 5 2
- 4 廃止・休止・再開日

令和 3 年 5 月 10 日
- 5 廃止・休止・再開理由
診療業務を行わなくなったため